

最近の税関行政等について



【項目】

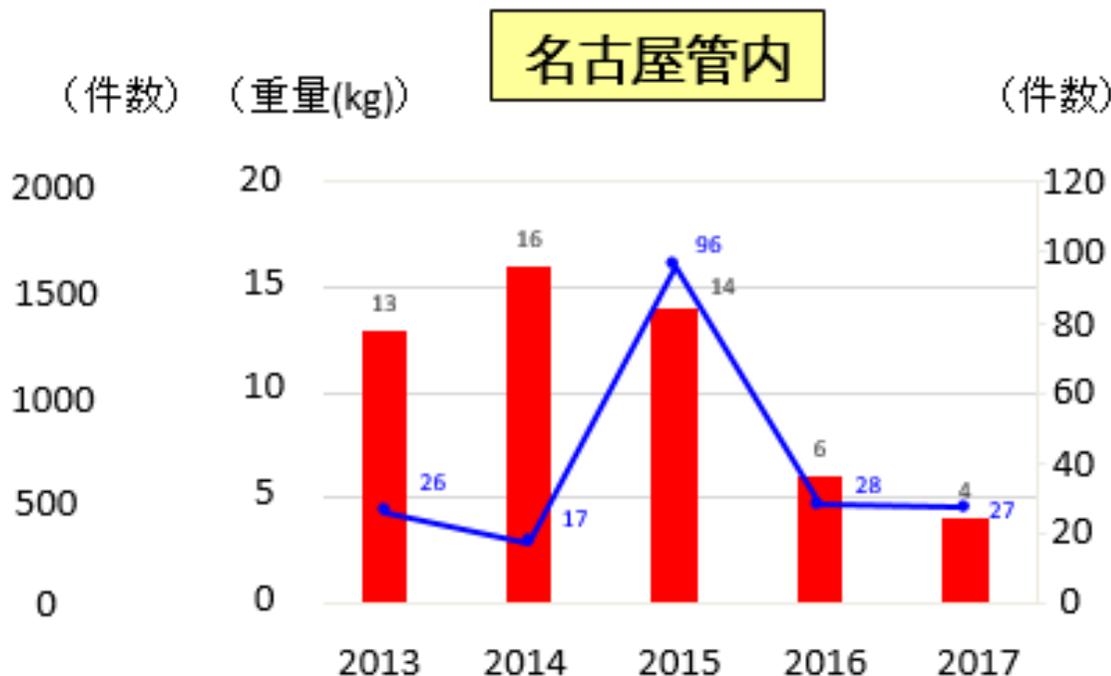
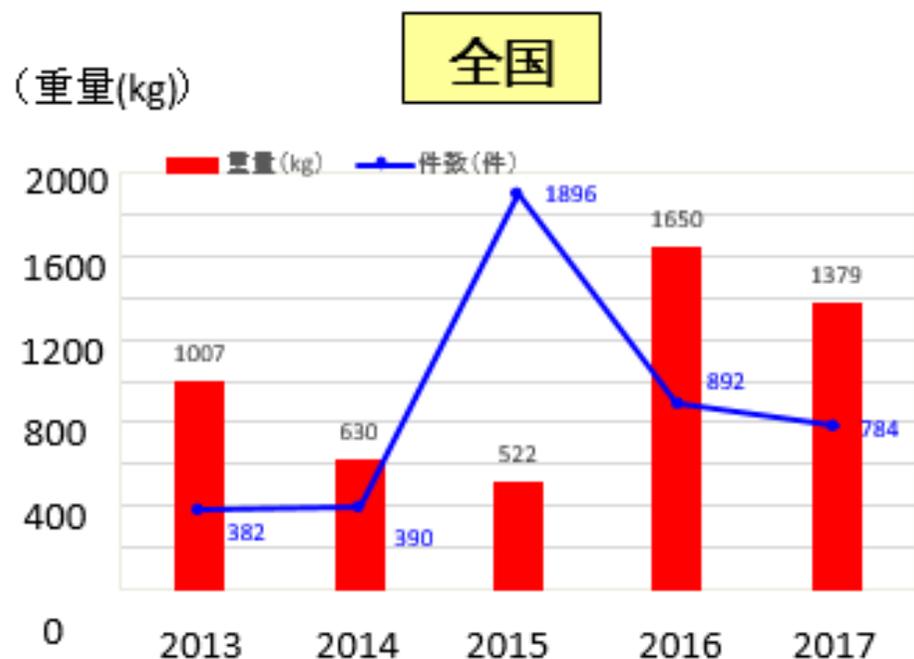
1. 安全・安心な社会の実現	1
2. 適正かつ公平な関税等の徴収	9
3. 貿易円滑化の推進	13
4. 名古屋税関管内貿易動向	15
5. 保稅制度等	21

名古屋税関監視部

1. 安全・安心な社会の実現 ～不正薬物の摘発状況：依然として深刻～



不正薬物の摘発実績の推移（2013年～2017年）



【2017年 全国の覚醒剤事犯】

- 摘発件数は151件（前年比45%増）と大幅に増加。
- 押収量は約1,159kg（前年比23減）と「過去最高」を記録した前年から減少したものの、2年連続で1トン超え。

2017年は全国では約1,400kgの薬物を摘発。依然として深刻な状況。
名古屋税関管内では、件数・重量とも概ね横ばい。

◆大口事犯を複数摘発

- 洋上取引による事犯を摘発
- 商業貨物及び国際郵便物において、一度の押収量として過去最高となる事犯を摘発
- 1件当たりの平均押収量は約8kg

(事例2) 海上貨物《商業貨物で過去最高の押収量》

中国から到着した海上貨物の検査において、猫砂の袋内に隠匿されていた覚醒剤 約 351kg を摘発（平成29年5月横浜税関）



(事例1) 洋上取引

茨城県沖の海上において洋上取引され、同県内の漁港に陸揚げされた覚醒剤 約 475kg を摘発（平成29年8月横浜税関及び東京税関）



(事例3) 国際郵便物《国際郵便物で過去最高の押収量》

米国から到着した国際スピード郵便物の検査において、調味料の袋内に隠匿されていた覚醒剤 約 64kg を摘発（平成29年12月東京税関）



1. 安全・安心な社会の実現 ～覚醒剤の摘発：航空機旅客～

◆航空機旅客による密輸入の活発化

- 摘発件数は 99 件 (前年比 87%増)、押収量は約 190kg (前年比約 2.4 倍) と、大幅に増加
- タイからの密輸入の摘発件数が前年比約 6.7 倍 (20 件)、マレーシアが 6.5 倍 (13 件)
- タイ・マレーシアからの密輸入の半数以上は、若年層 (20～30 代) の女性によるもの

密輸仕出地別の摘発件数
(上位 5 か国・地域【航空機旅客】)



●タイ・マレーシアからの密輸入の特徴 (摘発された旅客の性別・年代)

- タイ**
女性：17 件 (うち若年層：14 件)
男性：3 件
- マレーシア**
女性：10 件 (うち若年層：7 件)
男性：3 件

(事例 4) 航空機旅客

タイから到着したタイ人女性の携帯品検査において、ネックピロー内に隠匿された**覚醒剤 約 5kg** を摘発 (平成 29 年 4 月東京税関)

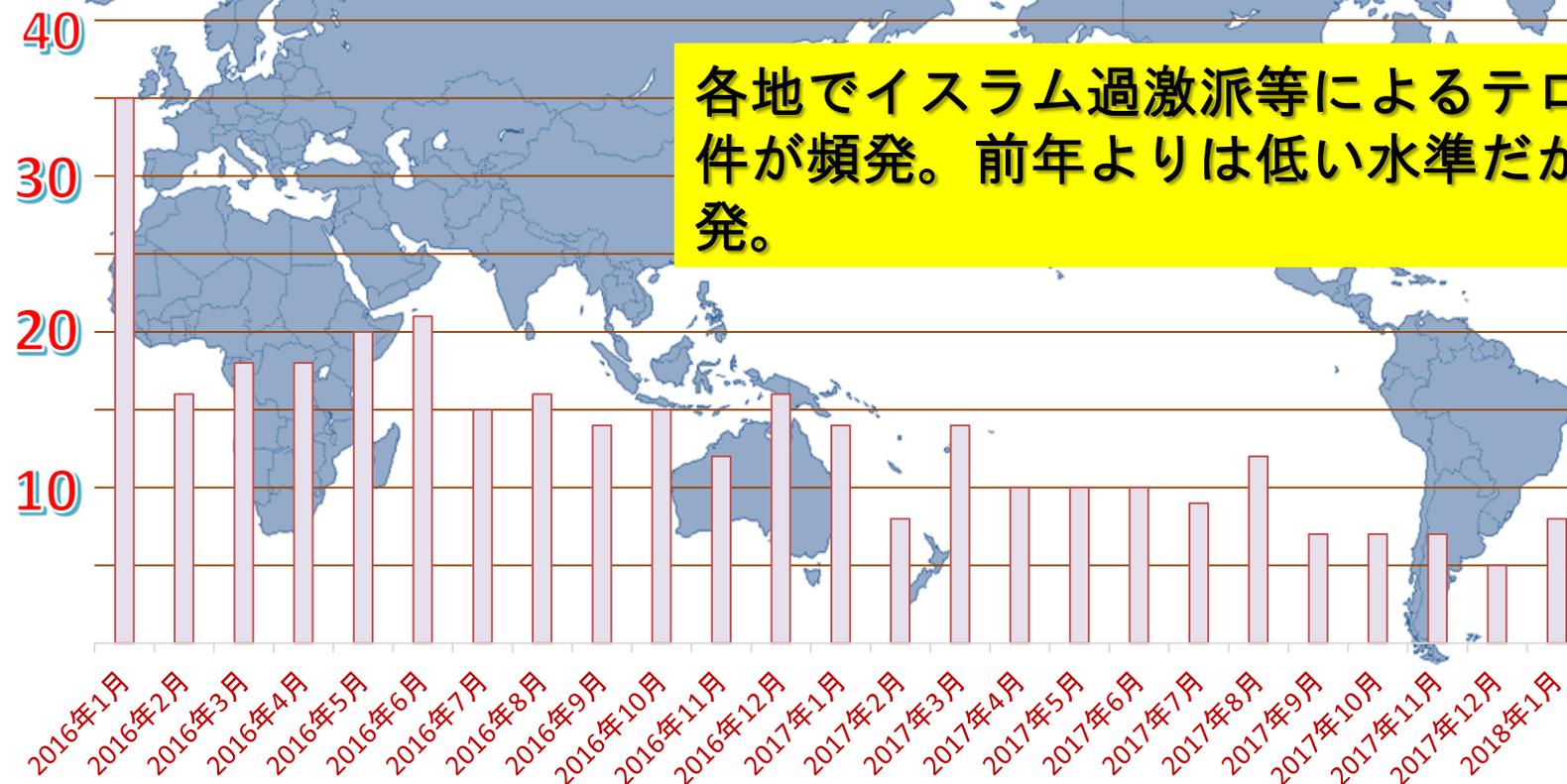


1. 安全・安心な社会の実現 ～世界のテロ等発生状況～



2018年1月29日現在

(テロ発生件数)



各地でイスラム過激派等によるテロ事件が頻発。前年よりは低い水準だが頻発。

グラフ:「世界のテロ等発生状況」(公安調査庁ウェブサイト)より、当関においてグラフ化)

2017年の主なテロ

- イスタンブール(ナイトクラブで銃乱射テロ:1月)
- ロンドン(車両等使用テロ:3月)
- サンクトペテルブルク(地下鉄爆破テロ:4月)
- ストックホルム(車両使用テロ:4月)でテロ事件が発生。

1. 安全・安心な社会の実現 ～日本でのイベント等～

今後の主な行事等

➤ 2019年（平成31年）

- 天皇陛下 退位礼正殿の儀 4/30（即位礼正殿の儀／祝賀御列の儀 10/22）
- ラグビー・ワールドカップ 9/20～11/2・全国12都市
- G20首脳会議 6/28、6/29・大阪
- 財務省・中央銀行総裁会議 日程未定・福岡
- 外務大臣会合 等 日程未定・愛知 等
- TICAD（アフリカ開発会議） 日程・場所未定
- 東京オリンピック／パラリンピックのプレ大会 日程等未定

➤ 2020年（平成32年）

- 東京オリンピック 7/24～8/9・東京及び周辺
- 東京パラリンピック 8/25～9/6・東京及び周辺



- 会議及びイベント参加のため、世界各国から首脳／閣僚／観光客等が来日
- 訪日外国人旅客の増加策 2020年に4,000万人、2030年に6,000万人
【明日の日本を支える観光ビジョン 2016.3策定】

⇒ **安全・安心の確保が必要**

税関におけるテロ対策

➤ 監視・検査体制の強化

- 検査機器（不正薬物・爆発物探知装置、X線検査装置、爆発物探知犬等）の活用
- 空港・港湾等（**保税地域**も含む）における監視・巡回の強化、等

➤ 事前情報の活用

- 乗組員、旅客、積荷に関する事項の入港前報告義務化（2007年）
- 旅客予約記録（次頁参照）の報告制度の導入（2011年）
- 出港前報告制度の導入（2014年）

➤ 諸外国・関係機関との連携

- 税関相互支援協定（32カ国・地域と締結）
- 海上コンテナ安全対策（CSI）
- 関係機関とのテロ対策合同訓練の実施、等



現在、わが国が北朝鮮に対して取っている措置

- ✓ 貨物の**輸出入の禁止**
- ✓ **北朝鮮船舶の入港禁止、北朝鮮に寄港した全ての船舶の入港禁止**
- ✓ **10万円相当額を超える現金等の持ち出しの際の申告義務**
(その他、資産凍結などの措置)

核実験等に伴い**徐々に規制強化**

- **拉致問題**に関して協力したことにより、**2014年**に一旦は規制を**緩和**
- **2016年1月**の**4回目**の核実験により、再び**規制を強化**

1. 安全・安心な社会の実現 ～最近の北朝鮮情勢 日本による制裁措置【税関関係】～



	主な措置
2006年7月	① 万景峰 92 号の入港禁止（特定船舶入港禁止特措法）（7月5日実施）
2006年10月	② 北朝鮮原産・船積みの全ての品目の輸入禁止（外為法第10条）（10月14日施行） ③ 北朝鮮籍船舶の入港禁止（特定船舶入港禁止特措法）（注：①を吸収）（10月14日施行）
2006年11月	④ 北朝鮮への奢侈品の輸出禁止（乗用車、たばこ、牛肉、宝石等24品目） （安保理決議第1718号（2006.10.14）に基づく措置）（11月15日施行）
2009年4月	⑤ 支払手段等の携帯輸出の届出を要する額を100万円超から30万円超へ引下げ（5月12日施行）
2009年6月	⑥ 北朝鮮への全ての品目の輸出禁止（外為法第10条）（6月18日施行）
2009年7月	⑦ 北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払手段等の輸出入を許可制にする等 （安保理決議第1874号（2009.6.12）に基づく措置）（7月7日施行）
2010年5月	⑧ 支払手段等の携帯輸出の届出を要する額を30万円超から10万円超へ引下げ（7月6日施行）
2010年7月	⑨ 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法の制定（北朝鮮特定貨物の検査、提出命令及び保管等） （安保理決議第1874号（2009.6.12）に基づく措置）（7月4日施行）
2011年7月	⑩ 北朝鮮特定貨物に奢侈品を追加
2014年7月	⑪ 支払手段等の携帯輸出の届出を要する額を10万円超から100万円超へ引上げ（7月4日実施） ⑫ 人道目的の北朝鮮船舶の入港許可（7月4日実施）
2016年2月	⑬ 北朝鮮に対する支払の原則禁止（2月26日施行） ⑭ 支払手段等の携帯輸出の届出を要する額を100万円超から10万円超へ引下げ（2月26日施行）
2016年3月	⑮ 貴金属の輸出入の禁止（3月11日実施）
2016年4月	⑯ 北朝鮮への輸出が禁止される奢侈品に鉛クリスタルガラス品目、スノーモービル（2,000USD 超の価値のあるもの）及び娯楽用スポーツ用品を追加（安保理決議第2270号（2016.3.3）に基づく措置）
2016年12月	⑰ 北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止（特定船舶入港禁止特措法）（12月9日施行） ⑱ 北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定める者からの支払の受領禁止（12月9日施行）
2017年2月	⑲ 北朝鮮への輸出が禁止される奢侈品にタペストリー（500USD 超の価値のあるもの）並びに磁器製及びボーンチャイナ製の食卓用品（100USD 超の価値のあるもの）を追加（安保理決議第2321号（2016.11.30）に基づく措置）（2月22日施行）
2017年6月	⑳ 貨物検査法における「北朝鮮特定貨物」の対象品目を拡大（安保理決議第2270号（2016.3.3）、第2321号（2016.11.30）に基づく措置）（6月7日施行）
2017年7月	㉑ 貨物検査法における「北朝鮮特定貨物」の対象品目を拡大（キャッチオール規制の導入）（7月15日施行）（安保理決議第2270号（2016.3.3）、第2321号（2016.11.30）に基づく措置）

2. 適正かつ公平な関税等の徴収 ～金密輸への対応～

現状及び税関における対応

➤ 現状

- 消費税脱税目的での金地金密輸入の摘発急増
処分件数294件、脱税額約6.1億円（2015）
摘発811件／約2.8トン（2016）⇒ 976件／約4.5トン（2017（1～9月））
- 税関での摘発は氷山の一角
- 犯罪組織の資金源の可能性
- 増加する旅客及び貨物の迅速かつ円滑な通関確保の必要あり

➤ 税関における対応

- 検査面の強化(※1)
旅客、商業貨物、国際郵便物、船舶／航空機の検査強化
- 処罰面の強化(※2)
厳正な処分、関係機関との連携強化、罰則引上げの実施
- 情報面の強化
PNR等の事前情報の活用強化、情報収集の強化
- 広報面の強化
金密輸対応／対策に係る広報の強化

ストップ金密輸

(※1) 2018年3月末までに全国の主要な空港・海港に合計で約90台の「門型金属探知機」を配備。

(※2) 関税法第111条（無許可輸出入の罪）の改正により罰金を引き上げ（2018年4月10日施行）

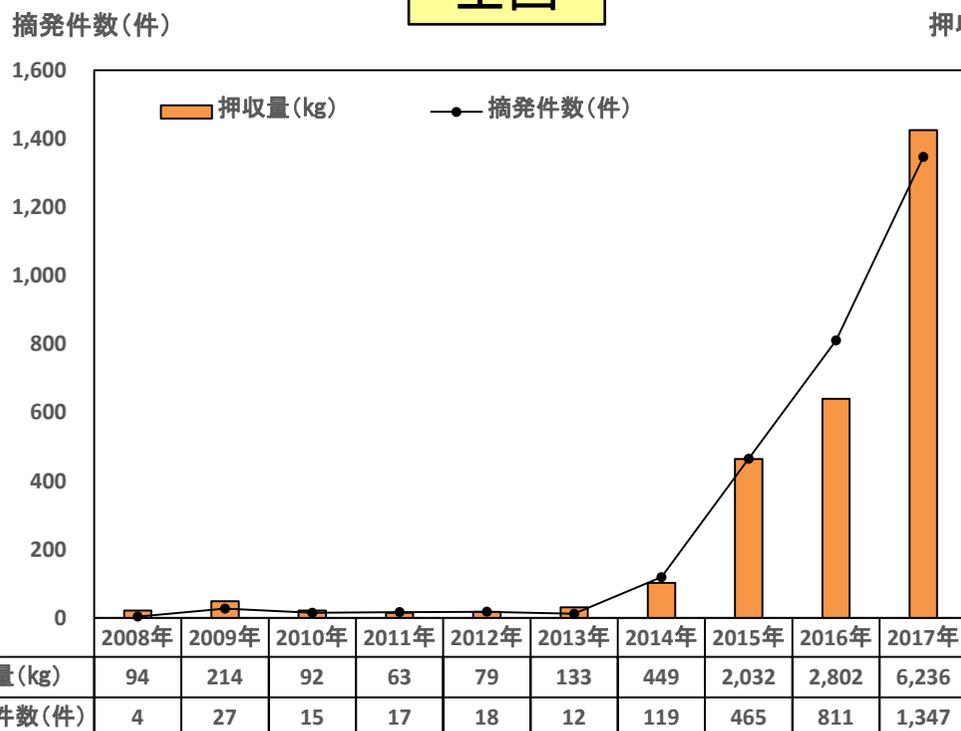
（改正前）罰金500万円以下 → （改正後）罰金1,000万円以下、さらに貨物価格の5倍が1,000万円超の場合、価格の5倍まで罰金を引き上げ。

2. 適正かつ公平な関税等の徴収 ～金地金の押収量は6トン超え～

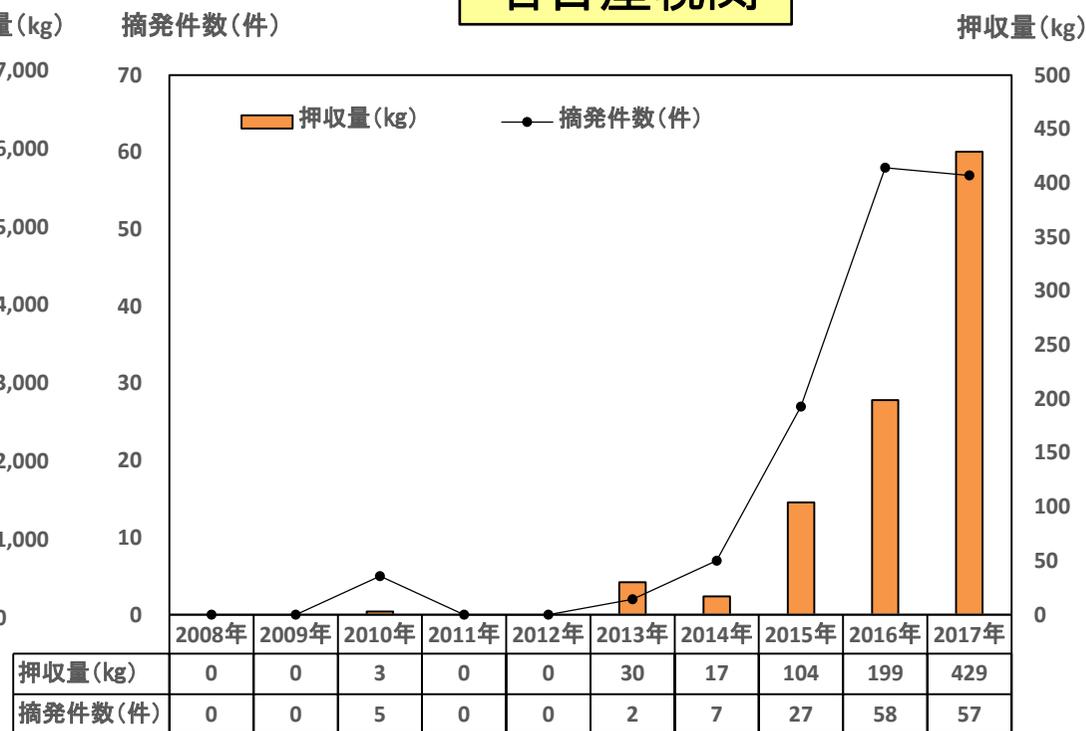


金地金の摘発実績の推移（2008年～2017年）

全国



名古屋税関



2017年に全国の税関が摘発した金地金密輸事犯の件数は
1,347件（前年比66%増）、押収量は**6,236kg（前年比約2.2倍）**と、深刻な状況。

2. 適正かつ公平な関税等の徴収 ～金密輸への対応（事例1）～

航空機旅客に係る告発事例（中部空港税関支署）

2016年12月、在日韓国人女性旅客ら5名が韓国・仁川から中部国際空港に入国した際、金地金約30kg（約1.35億円相当）を下着に隠匿し密輸入。2017年5月、名古屋地検に告発。

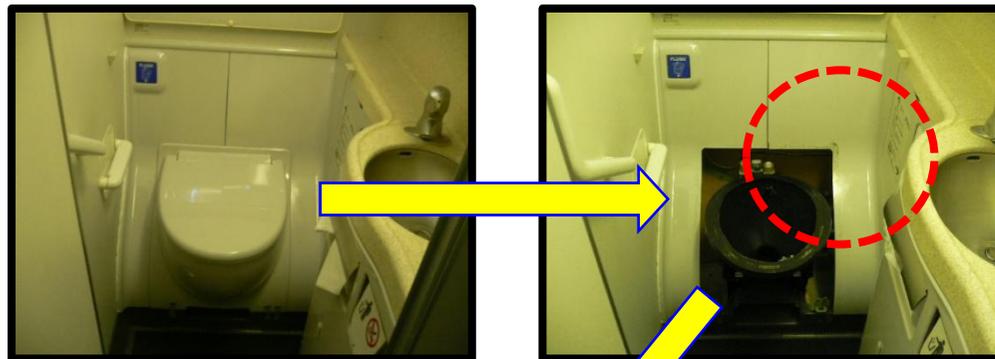


2. 適正かつ公平な関税等の徴収 ～金密輸への対応（事例2）～

航空機旅客に係る告発事例（中部空港税関支署）

2018年1月、スリランカ人(男)等計6名(うち日本人男・女各1名)を関税法違反などの疑いで逮捕。

男らは、2017年7月、台湾発中部国際空港行き航空機(到着後、国内線に切替予定)のトイレの便座裏側に金地金5塊(5kg、約2,280万円相当)を隠して密輸入しようとした。



3. 貿易円滑化の推進 ～AEO制度のメリット～

特定輸出者※	特例輸入者※	特定保税承認者	認定通関業者※	特定保税運送者
【特定輸出申告】	【特例申告に係る輸入申告】			
輸出貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能	貨物を保税地域に搬入することなく、輸入申告を行い許可を受けることが可能（本邦に貨物到着前も可）	新たな保税蔵置場等を設置する場合、届出により可能（許可が不要）	【特定委託輸出が可能】 貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能	特定保税運送者が運送することが条件
輸出許可後訂正（訂正の一部省略、AEO部門への窓口一本化）	貨物の引取（輸入）申告と納税申告を分離して行うことが可能	届出蔵置場等は、保税蔵置場の手数料が免除	【特例委託輸入が可能】 特例輸入申告と同等の業務上のメリットあり ※「担保の省略・軽減」、「審査・検査率の軽減」のメリットはなし	保税運送ごとの承認が不要
	引取（輸入）申告の翌月に1ヶ月分をまとめて納税申告することが可能	届出蔵置場等の帳簿の保存期間を、一般の保税蔵置場等（2年）と比べて短縮（1年）	加工再輸入減税制度（暫8）の減税手続の簡素化	
いずれかの税関長に対して輸出入申告が可能	担保の省略・軽減	届出蔵置場等の保税業務検査は、コンプライアンスを反映し、検査頻度を軽減	いずれかの税関長に対して輸出入申告が可能	
通い容器の手続き簡素化（輸出及び輸入の取得が条件）	加工再輸入減税制度（暫8）の減税手続の簡素化	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>全国 132者 名古屋 17者 (2018年4月1日現在)</p> </div>		<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>全国 7者 名古屋 0者 (2018年4月1日現在)</p> </div>
コンプライアンスを反映した審査・検査率の軽減	輸入国側での相互承認による効果			
輸入国側での相互承認による効果	輸出国側での相互承認による効果			



3. 貿易円滑化の推進 ～AEO事業者のセキュリティ対策～

国際物流の安全確保は、AEO制度の重要な目的の一つです。AEO事業者には、テロ関連物資等の不正輸出入阻止の観点から、輸出入貨物の安全な保管・輸送を行うための様々なセキュリティ対策を求めています。単に貨物に対するセキュリティ対策(物理的セキュリティ)だけでなく、人的セキュリティ対策や情報セキュリティ対策を求めています。

➤ 物理的セキュリティ

◎いかに貨物への不正なアクセスを排除し、3つのリスク(荷抜き・すり替え・差し込み)を低減させるか。

✓ 動線管理

正規入出場動線を構築するとともに、不正侵入者を容易に見分けることが可能な環境を整備する。

✓ コンテナの管理

輸送容器であるコンテナを不正に改造のうえ規制物品などを混入され、結果的に物資供給を手助けするリスクを排除する。

➤ 人的セキュリティ

◎社員管理や委託先管理をシステマチックに行い、いかに関係者が不正に加担しない環境を作るか。

✓ 人的管理

社員(派遣社員等を含む。)管理を通じ、外部からの不正侵入の発見を容易にするとともに、内部から発生する不正を抑止する。

✓ 業務委託先管理

自社の意向に沿って業務委託先企業が的確な業務を行っているか評価を行い、サプライチェーン上のリスクを低減させる。

➤ 情報セキュリティ

◎社内の情報ネットワークに対し、いかに不正なアクセスを防止するか。

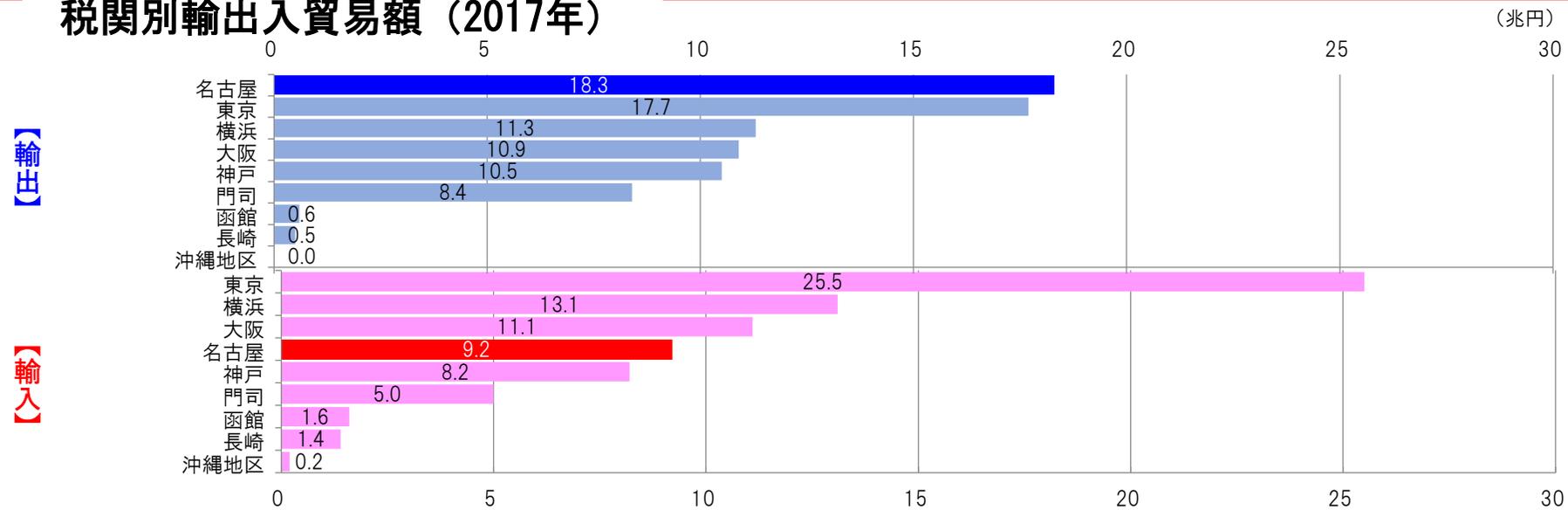
✓ 情報管理

ネットワーク又はコンピュータへの不正アクセス等によって、出荷情報や顧客情報を不正利用されない環境を構築する。

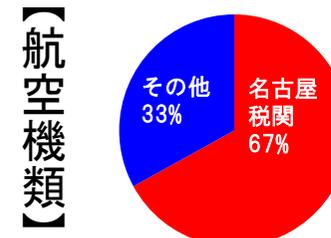
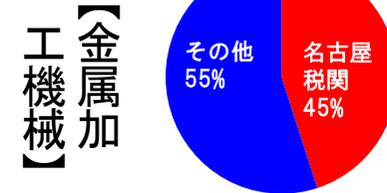
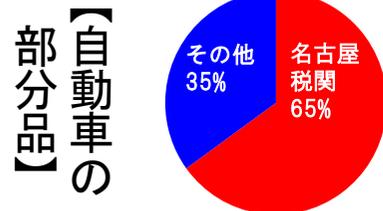
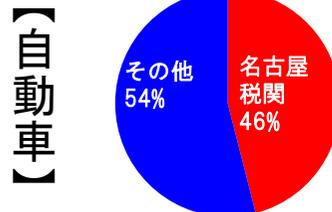
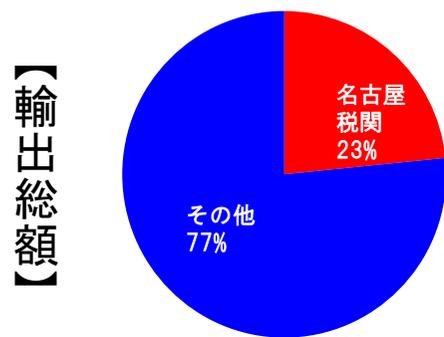
4. 名古屋税関管内貿易動向 ~2017年輸出入貿易額（税関別）~



税関別輸出入貿易額（2017年）

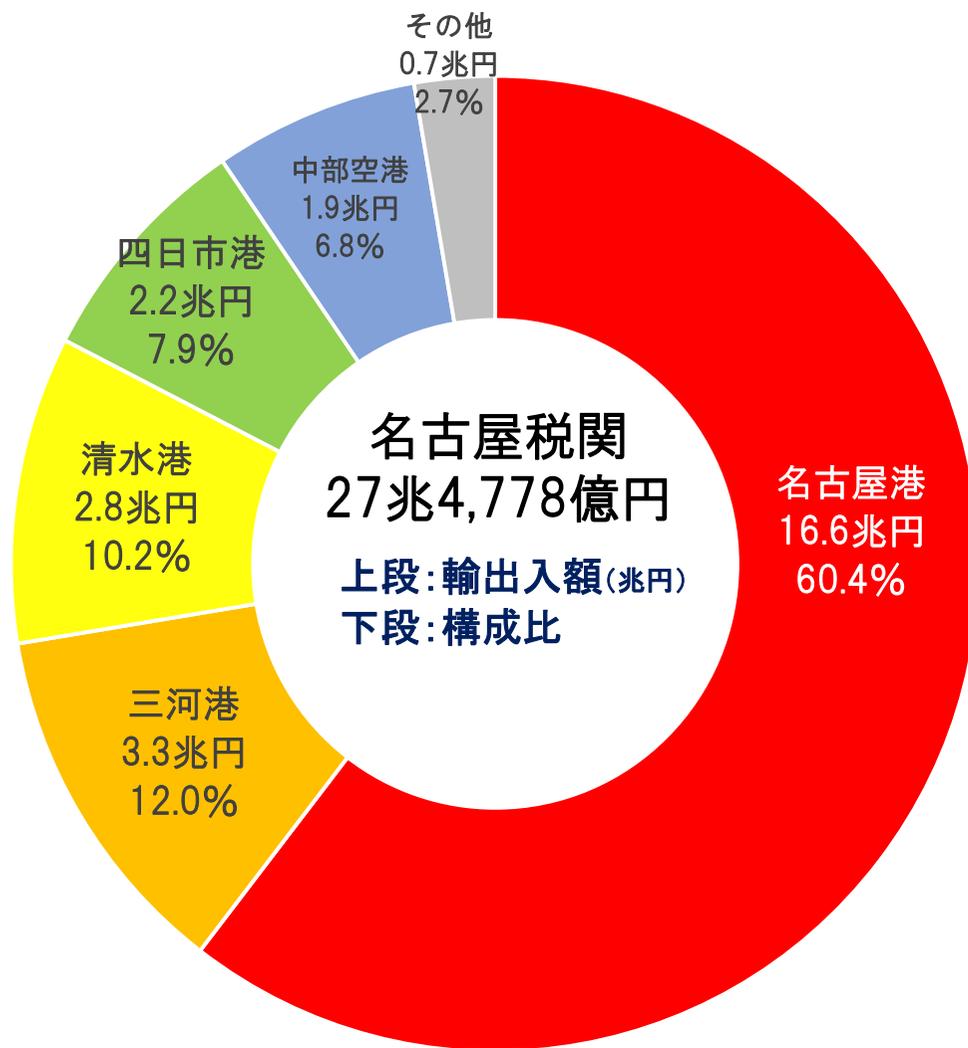


輸出貿易額に係る名古屋税関のシェア（2017年）



- ✓ 名古屋税関管内の輸出貿易額は、全国税関別第1位。
- ✓ モノづくりの基幹産業に係る輸出貿易額に占める名古屋税関のシェアが高い。

4. 名古屋税関管内貿易動向 ～2017年輸出入貿易額（港別）～



○管内における港別順位 (輸出入)

1. 名古屋港
2. 三河港
3. 清水港
4. 四日市港
5. 中部空港
6. 衣浦港

(輸出)

1. 名古屋港
2. 三河港
3. 清水港
4. 中部空港
5. 四日市港
6. 御前崎港

(輸入)

1. 名古屋港
2. 四日市港
3. 中部空港
4. 清水港
5. 三河港
6. 衣浦港

※四捨五入をしているため、構成比の合計値が100%にならないことがあります。【出所】財務省貿易統計

✓ 名古屋港の輸出入貿易額は、管内全体の約6割、同港の輸出貿易額は、全国第1位

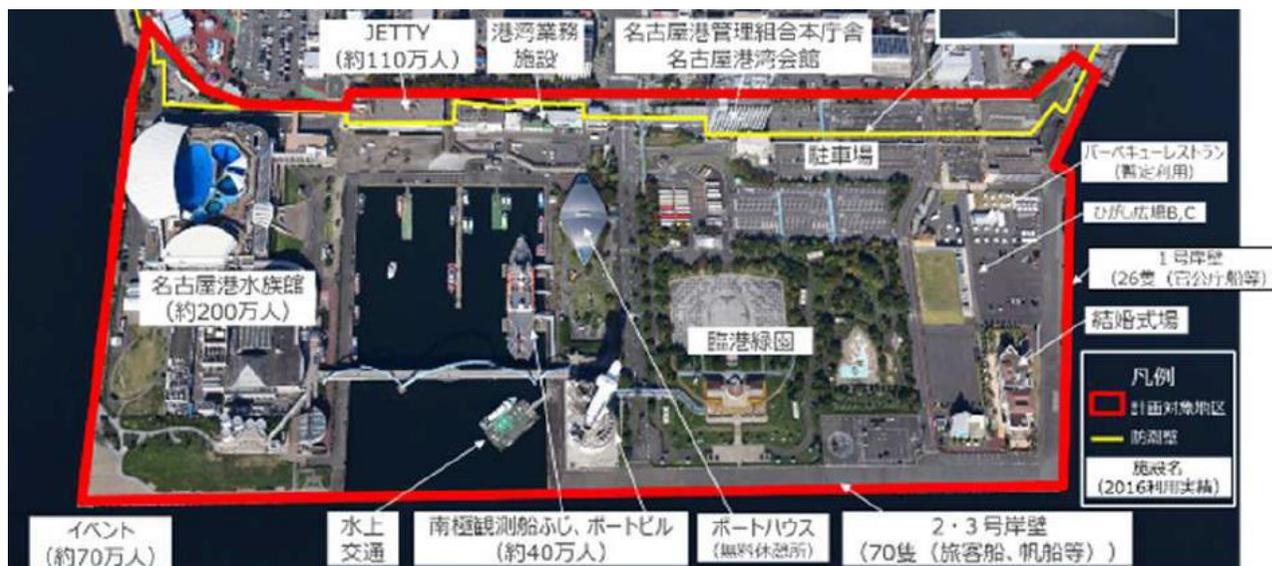
4. 名古屋税関管内貿易動向 ～2017年輸出入貿易額（税関別）～



- 1 名古屋税関管内の**輸出額**は約**18兆円**（2017年）全国の税関中**第1位**。
貿易額（輸出入合計）は約**27兆円**（2017年）。
 - 2 国際線定期便が乗り入れる空港が**2港**（中部国際空港セントレア・富士山静岡空港）。
チャーター便の乗り入れは、県営名古屋空港・信州まつもと空港
 - 3 名古屋港の輸入貿易額は、成田空港、東京港に次ぎ**第3位**。
主な輸入品目は衣類等と原油・ガス等のエネルギー
 - 4 税関には**4つの税関支署**が所在（清水、豊橋、中部空港、四日市）。
全24官署。東 下田市（300km）西・南 尾鷲市（170km）北 長野（290km）
 - 5 **5県**を管轄（静岡、愛知、三重、岐阜、長野）
- 900** 名古屋税関職員数 **約900名**。全国税関の約1割
- 2500** 管内海岸線総延長（静岡、愛知、三重3県） **約2500km**

4. 名古屋税関管内貿易動向 ～管内地域動向：名古屋港～

【ガーデンふ頭 再開発基本計画】 【出所】名古屋港管理組合



2027年のリニア中央新幹線の開業を見据えて、名古屋港水族館や親水性などの長所を最大限に活用しながら、さらなる賑わいを創出し、個性ある交流拠点として発展していくため、再開発を計画。

【金城ふ頭 再編成改良事業】

自動車関連産業の国際競争力維持及び強化を目指して再編改良事業に着手。同ふ頭先端の突堤間を埋め立てて自動車保管場所を確保、ふ頭全体で年間約57万台の完成自動車の取扱いが可能となる。さらにその先端部に水深12m延長260mの耐震強化岸壁や航路、泊地を整備。また、同ふ頭西側既存岸壁W85についても80m延長し水深12m、延長340mに改良、合わせて岸壁前面の泊地を整備。2015年度から土質調査や岸壁設計に着手し、2021年度の完成を目指す。2016年9月、着工式典を開催。

【飛島ふ頭 再編成改良事業】

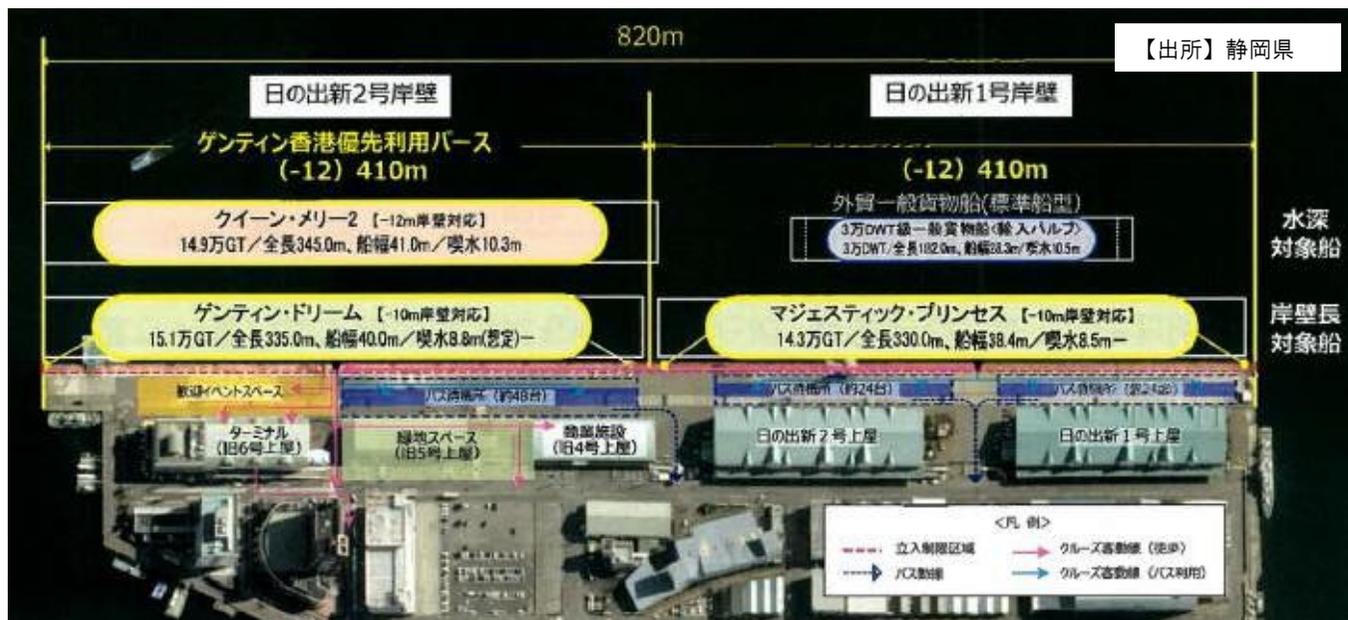


- ① 自動車部品や産業機械など東南アジア向けコンテナ貨物の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、岸壁改良に着手。同ふ頭東側のコンテナターミナルのR1・2（水深12m）を老朽化対策と併せて水深15mに増深し、耐震化を図るとともに、航路や泊地も整備。事業期間は2016年度～2023年度。2017年6月4日着工式典を開催。
- ② 2017年11月、飛島ふ頭南コンテナターミナルに20列対応のガントリークレーンが1基増設され、6基体制となった。2020年度までに既存の16～17列対応のガントリークレーン3基も順次、大型化する方針。

4. 名古屋税関管内貿易動向 ～管内地域動向：清水港・三河港・四日市港～



【清水港 日の出地区：クルーズ船岸壁整備計画】



2017年12月、静岡県は「清水港国際旅客船拠点形成計画」を定め、2030年を目途に連携するクルーズ船社ゲンティン香港の母港化と北東アジアクルーズの東日本における拠点化を目標に掲げ、2018年3月、官民連携国際旅客船受入促進協定を締結した。今後、CIQ機能付き旅客施設や周辺施設等を整備する予定。

【四日市港】

霞ヶ浦地区と伊勢湾岸自動車道「みえ川越IC」付近を結ぶ全長4.1km、片側1車線（歩道なし）の自動車道である四日市港臨港道路「四日市・いなばポートライン」が2018年4月1日開通した。物流の効率化や周辺道路への負担低減、リダンダンシーの確保などが期待されている。

【三河港 神野地区整備改革】



神野地区では、コンテナ貨物需要の増加に対応するため、8号岸壁をコンテナ専用に機能転換し、7号岸壁を完成自動車専用にする計画だが、環境調査を実施するため、完成時期が予定よりも4年遅れ、2021年度に延伸。

4. 名古屋税関管内貿易動向 ～管内地域動向：中部空港・静岡空港～



【中部国際空港 空港島整備計画】



【出所】中部国際空港株HP



愛知県国際展示場

【開業予定】2019年秋頃
【施設規模】展示スペース約6万㎡



【出所】愛知県

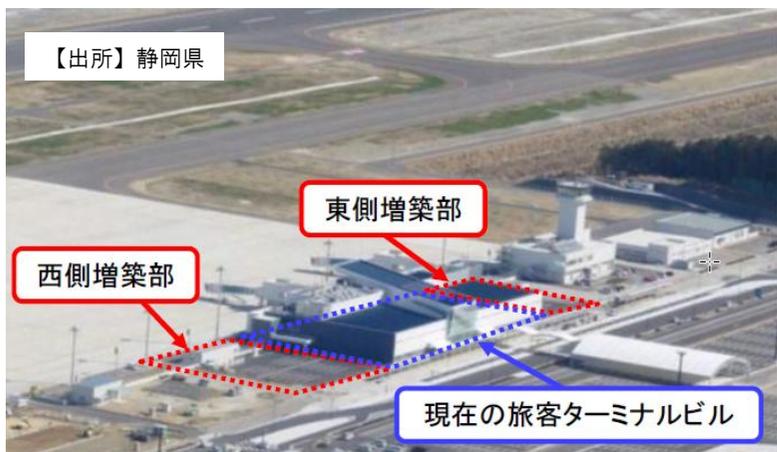
【2019年度上半期】

中部国際空港株は、更なる航空需要の増加を見据え、施設容量、多様化する航空会社のニーズなど様々な面から空港機能の強化に向け検討を進めた結果、急速に拡大するLCCに対応した新たなターミナルビルを整備する。建設予定地は空港島南側・臨時駐車場エリアとなり、供用開始は2019年度上期を予定。

【2019年度下半期】

愛知県は、中部国際空港に隣接する空港島内の県有地に、6万㎡規模の国際展示場を建設し、2019年秋の開業を目指す。2017年10月1日に起工式を開催。

【出所】静岡県



【静岡空港 整備計画】

【2018年10月予定】

静岡県は、富士山静岡空港の旅客ターミナルビルの機能向上を図ることとして、改修・増築に向けた作業に着手し、2015年度中にターミナルビルの基本設計及び実施設計、2016年秋に増築工事に着手、その後、改修工事を終え2018年度の供用開始を目指す。税関関連施設の改修は2018年度の予定。関連施設の整備により、現在1時間1便にとどまる国際線の受け入れ枠を最大3便まで拡大する。

5. 保税制度等 ～近年における主な制度改正等～



保税制度の前身は、慶応2年(1866年)に英、仏、米、蘭の4か国と締結された「改税約書」を受けて、条約調印から3日後には、「借庫規則」を定め、運上未納の貨物を置くことができるとされたことに遡る。

明治30年には「保税倉庫法」が制定され、官設保税倉庫と私設保税倉庫の設置をみるに至るが、この段階では、これらの保税倉庫は単に外国貨物を蔵置する機能を有するに過ぎなかった。

明治33年には「税関仮置場法」が制定され、外国貨物の改装、仕分け、その他の手入れを行うことができる仮置場が設置された。その後、明治45年には「仮置場法」に改められ、改装、仕分け、その他の手入れのほか、外国貨物についての加工及び製造も行えることとされ(現在の保税工場の前身。)、更にこの仮置場法は、昭和2年に「保税工場法」に改められた。

明治32年に制定された旧関税法の改正により、明治44年には「税関構内」(指定保税地域の前身。)が、昭和27年には「指定保税地域」及び「特許上屋」(保税上屋の前身。)が保税地域に加えられた。

昭和29年に制定された現行関税法に「保税倉庫法」と「保税工場法」の2つの保税制度関係の法律が統一され、現在の保税地域制度の基礎をなすに至った。

■近年における主な保税制度改正等

平成4年度	総合保税地域制度の新設
平成6年度	保税上屋及び保税倉庫を統合した「保税蔵置場」の新設
平成9年度	保税手続の大幅簡素化
	①貨物の搬出入等に係る届出制の廃止 ②輸入許可済貨物の管理対象からの除外
平成10年度	保税手続の簡素化
	①保税地域の許可を承継できる規定の新設
	②原料課税に係る承認制の廃止 ③保税蔵置場の許可期間の一律化
平成12年度	関税法第48条に基づく <u>処分基準(通達)</u> の公開
平成13年度	執務時間外の搬出入等に係る届出制の廃止
平成15年度	構造改革特区への対応
	①総合保税地域の第三セクター要件の緩和 ②保税蔵置場の許可に係る距離基準の緩和
平成17年度	保税地域等に対する処分規定の強化
	①指定保税地域に対する処分規定の新設等 ②保税蔵置場等に対する処分規定の強化
平成19年度	特定保税承認制度の導入
	国際郵便物の保税制度の対象化
平成20年度	特定保税運送制度の導入
平成21年度	保税蔵置場等の許可要件の強化
平成23年度	輸出通関における「保税搬入原則」の見直し
平成29年度	到着時免税店制度の導入

5. 保税制度等 ～意義と必要性～

安全・安心な社会の実現

- 社会悪物品、知的財産侵害物品の取締り
- テロ、大量破壊兵器に対する取締り強化
- 先端技術を活用した検査機器の配備 等

適正かつ公平な関税等の徴収

- 関税・消費税等の賦課・徴収
- 輸入事後調査
- 関税評価、関税分類、原産地規則の適用 等

貿易円滑化の推進

- 貿易自由化と自由貿易協定等の締結
- AEO制度(外国税関当局とのAEO相互承認)
- 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化
- NACCS海外展開(技術協力)

保税制度

外国貨物の蔵置、移動等について一定の制限を設け、税関の監督下に置く制度

目的

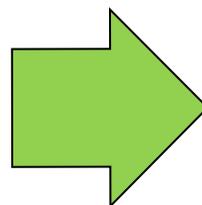
貿易秩序の維持

関税債権の確保

貿易取引の円滑化等

もし、保税制度がなければ・・・

- 貨物は、不特定多数の場所に置かれ、密輸出入及び貨物の抜き取りや、すり替え等の不正行為が容易
- 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難



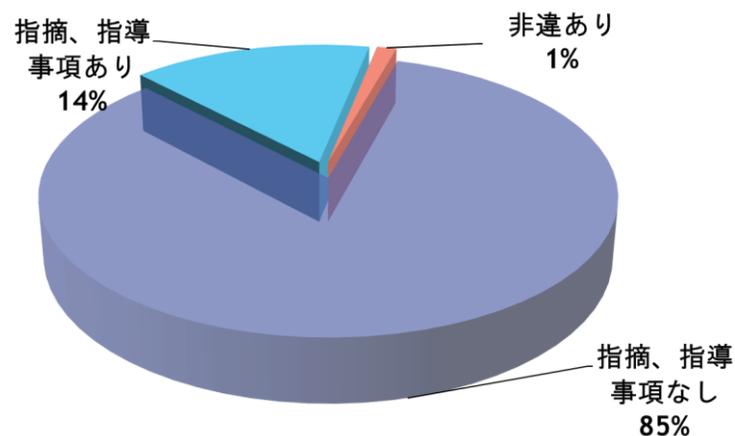
- 不正に関税等を免れた貨物が安値で国内に流通し、**国内産業に重大な損害が生じる**
- 国民生活の安全・健康の維持・国際的な平和維持・環境保護等の**社会的秩序が失われる**

5. 保税制度等 ～保税地域の推移等～

区分 年	指定保税地域 件数	保税蔵置場 件数	保税工場 件数	総合保税地域 件数	合計 件数
2012年 (平成24年)	15	731 (124)	45	1	792
2013年 (平成25年)	15	731 (135)	46	1	793
2014年 (平成26年)	15	730 (149)	43	1	789
2015年 (平成27年)	15	724 (152)	39	1	779
2016年 (平成28年)	15	724 (157)	38	1	778
2017年 (平成29年)	15	727 (161)	36	1	779
2018年 (平成30年)	15	722 (160)	36	1	774

※許可件数は各年1月1日現在、保税蔵置場の括弧書きは届出蔵置場(内書き)

◎2017年保税業務検査結果（管内保税蔵置場）



◎非違の形態（例）

※太字・下線のものは、2017年に管内で発生した非違事案

- 外国貨物を置くことの制限（関税法第30条）
→積戻し貨物を保税地域外に蔵置
- 記帳義務（関税法第34条の2）
→**電磁記録台帳における民間資料の取り出し忘れ**
→蔵入貨物のマニュアル保税台帳未作成
- 保税蔵置場の許可（関税法第42条）
→**保税蔵置場では認めれていない保税作業を実施**
- 貨物の収容能力の増減等（関税法第44条）
→許可を受けた保税蔵置場の一部を他社に賃貸
- その他（保税業務検査以外での非違）
→誤搬出、見本持ち出し未許可搬出、蔵入貨物の蔵置期間延長承認未取得 等

5. 保税制度等 ～責任者等の責務～

保税地域における社内体制

社内教育

社内監査

税関との連絡

➤ 自社が管理する保税地域において、適正な**法令遵守**及び**貨物管理**を確保する体制を整備

- ◆保税業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であること
- ◆外国貨物等の保管業務に関して十分な管理及び業務遂行能力を有すること
- ◆保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること 等

関係法令、税関手続きに関する理解を深めさせ、責任者・担当者の職務を明確に把握させるため、定期的かつ継続的に実施

法令遵守の適正な実施を確保するため、監査体制を整備し、実効性の評価・改善を実施

事故等が発生した場合や違法行為、不適切な処理が行われたことが判明した場合に直ちに税関へ連絡

書面化

貨物管理に関する社内管理規定(CP)

- (1)社内規定の目的 (2)社内管理責任体制 (3)貨物管理手続体制(委託業務を含む) (4)貨物保全のための体制 (5)税関への通報体制 (6)教育・訓練体制の整備(委託先の役員・従業員を含む) (7)評価・監査制度の整備 等

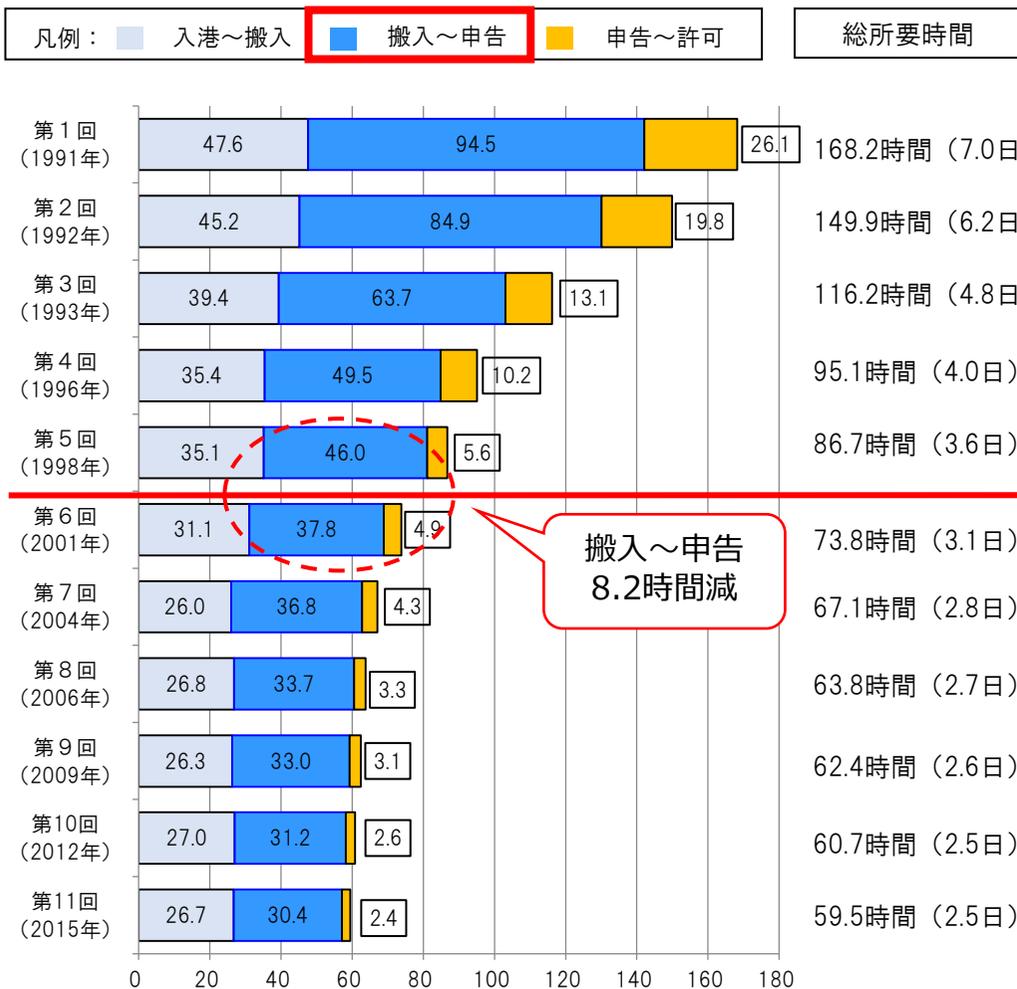
CPの規定内容は、税関とのお約束事項です。

社内管理規定(CP)の**実効性**や**持続性**を確保するためには、自社の経営陣から倉庫(保税地域)までを含む、**社全体**での自主的な取組みが不可欠です!!

Topics. ～輸入手続所要時間と税関手続システム化～



一般貨物の平均所要時間の推移（海上貨物）



【出所】財務省HP 第11回輸出入通関手続所要時間調査結果

Sea-NACCS 沿革

(参考) 更改「Sea-NACCS」(第4次)は存在しない。平成22年に「Air-NACCS」と統合され、更改「NACCS」(第5次)という呼称に変更された。

1991年 (平成3年)	10月	輸出入通関業務を処理対象として、東京、横浜、川崎港で「Sea-NACCS」が稼働開始(第1次)
1992年 (平成4年)	10月	「Sea-NACCS」が神戸、大阪・堺、名古屋港へ対象地域を拡大(導入官署：本関並びに稲永、金城埠頭、西部、潮見及び南部各出張所)
1993年 (平成5年)	10月	「Sea-NACCS」が清水、四日市港へ対象地域を拡大(導入官署：清水税関支署、興津出張所及び四日市税関支署)
1994年 (平成6年)	3月	「Sea-NACCS」による予備審査制度を導入
1995年 (平成7年)	10月	豊橋出張所、浜松出張所に「Sea-NACCS」を導入
1996年 (平成8年)	10月	諏訪出張所、沼津両出張所に「Sea-NACCS」を導入
1997年 (平成9年)	4月	中出張所、長野政令派出所に「Sea-NACCS」を導入
	10月	焼津出張所に「Sea-NACCS」を導入
1999年 (平成11年)	10月	更改「Sea-NACCS」稼働開始(第2次) ○海上貨物における輸出入に係る一連の税関手続等を処理する総合物流システム化 ○システム利用者においても、船会社、船舶代理店、CY、保税蔵置場、通関業者、銀行といった海上貨物の国際物流に携わる多くの業種が参加 ○対象地域も北は稚内から南は与那国島までの全国の開港等をカバーする大型システム化
2003年 (平成15年)	3月	「netNACCS」(NACCSのインターネットによる利用)稼働開始
2004年 (平成16年)	3月	「NACCS」により外国貨物を保税展示場に搬入、蔵置する場合の新規業務、他所蔵置許可に係る新規業務を追加
2005年 (平成17年)	3月	展示場等申告された外国貨物の積戻申告に係る「NACCS」業務の追加
	12月	「Sea-NACCS」における特定輸出申告制度に対応する輸出入関連業務の追加
2008年 (平成20年)	10月	更改「Sea-NACCS」稼働開始(第3次) 府省共通ポータル稼働開始
2010年 (平成22年)	2月	更改「NACCS」稼働開始(第5次) 「Air-NACCS」と「Sea-NACCS」のハードウェア等の統合
2017年 (平成29年)	10月	更改「NACCS」稼働開始(第6次) 輸出入申告官署の自由化への対応、マイナンバー導入

保税業務についても、システム化(合理化)が図られ、より一層適正な貨物管理が可能となっている。

麻薬探知犬は、昭和54年に米国税関の協力を得て、東京税関に2頭が導入されて以降、今年で40周年を迎えます。

名古屋税関には平成2年にゲッツ号、マイク号の2頭が導入されて以降、現在十数頭が配備され、日々、中部国際空港等で検査を行っています。

麻薬探知犬は、これまでに全国で約1,900件、約3.8トンの不正薬物を摘発してます。名古屋税関では本年1月、中部外郵出張所におけるアメリカ来の国際郵便物に大麻草を隠匿して密輸入しようとした事案において、ビーム号が反応し、発見に至りました。



ビーム号

犬種は、主にラブラドル・レトリバーとジャーマン・シェパードの2種類で、約7年間（8歳～9歳まで）稼働します。

退役後は、税関職員や一般の愛犬家等の希望者に引き取られ、ゆっくりとした余生を過ごします。

昨年12月、ラブ号が引退しました。

『【名古屋税関】麻薬探知犬「ラブ」引退』と題して、YouTube動画を作成しておりますので、是非御覧ください。



ラブ号

◆麻薬探知犬－雑学－◆

- ・エサは、夕方に市販のドッグフードを1日1回のみ。
- ・食後には、ハンドラー（麻薬探知犬とペアを組む税関職員）が丁寧に歯ブラシで歯磨きをしています。
- ・名前は、通常、ブリーダー（繁殖家）が名付親となりますが、プロサッカー選手である「本田圭佑」選手の活躍にあやかり、「ケイスケ」と名付けられた麻薬探知犬も配備されています。



ケイスケ号

皆様、お気づきですか？

1月11日（わん！わん！わん！の日）から、名古屋税関正面玄関でカスタム君がお出迎えしています。

目的は広報展示室宣伝のためですが、ここでカスタム君にまつわるハッピーな伝説をお伝えします。

それは・・・

「カスタム君の左手と握手すると幸せになれる」

という伝説です。

伝説の起源は、まだ名古屋空港に税関が設置されていた頃に遡ります。

当時、税関ブースを抜けてすぐ後ろの自動扉付近にカスタム君が立っていました。

そして不思議なことに、その前を通る空港職員（CA）の多くがそのカスタム君と握手していったそうです。

近くでその様子を見ていた税関職員が理由を尋ねると、

『カスタム君の左手と握手すると幸せになれるっていう噂があるんですよ！』

とのこと。

この伝説、空港職員（CA）の間では相当広まっていたようで、カスタム君が出張で不在の時に帰国した空港職員（CA）たちは、ものすごくがっかりしていたそうです。

巷でまことしやかに語り継がれるこの伝説、是非あなた自身の手で確かめてみてください！



- ◎ 誕生日：11月28日
- ◎ 身長：180cm
- ◎ 胴周り：3メートル
- ◎ 体重：90kg
- ◎ お仕事：
日夜、税関のPR活動に励み、税関記念日、密輸取締強化期間などのイベントやキャンペーンで活躍

